# 「差止申立て」ってなに？

輸入や輸出以前に権利者から「差止申立て」として提出された真正品と侵害品との情報などに基づいて、侵害品を効率的に取り締まることができます。

**「差止申立て」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権及び育成者権を有する者や不正競争差止請求権者が、自己の権利を侵害すると認める貨物等が輸出または輸入されようとする場合に、税関に対し、当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てる制度です。**

コピー商品がたくさん輸入されて困っています。税関で効率的に取り締まってもらえるよう輸入差止申立てをしたいのですが・・・

わかりました。侵害の有無が判断できるよう、識別ポイント等を添付して申立書を提出してください。

# 認定手続とは

「知的財産侵害物品に該当すると思料される貨物について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続きが「認定手続」です。
「認定手続」の結果、侵害物品であると認定された物品は、税関による没収の対象となり、その輸出入が差止められます。

# 税関での取締りについて

知的財産侵害物品は、関税法で輸出又は輸入できない物品と定められており、これらの物品を輸出入しようとした者には、１０年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金が課され、又はこれらが同時に課されることがあります。

税関の知的財産侵害物品の取締ホームページ　http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm